

○ 財務省告示第百六十五号  
平成十三年四月七日より告示する。政府短期証券（平成十一年大蔵省）の規定に基づき、平成行

件等を次のように告示する。

二 条 二 令  
一 件 第六号  
二 件 第五号  
三 件 第十号  
四 件 第一百二十二回

の法發号名稱及び記

國庫短期財務証券（第百八十二回）

四 行 方 法  
三 用 振 替 法  
二 の 適 用

四 発 行 方 法  
三 用 振 替 法  
二 の 適 用

一 を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。へ格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用一、及条、第に金号法  
市る参て札発によ下競闘を振替式第一九十九条昭和二  
場も加、と行る争は受けたる条昭和二  
特の者財同「発行価に日けるもとのい  
別にご務時と行格付本銀もとのい  
參よと大にい（以競し銀行のう。）  
加るに臣行う（以争て行るとし。）  
者発応がわ（以下入行とし。）  
・行募各れ及一札わする。法律第  
第へ限國るび価一れ。の規  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円  の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万 円 千 兆 三 五百 百 九 十 九 億 千 四 百 六 十六	額 万 面 面 金 額 で 三 千 四 百 億 円	各 當 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の う 額 範 特 別 を 囲 内 參 加 り に 當 お 者 て い ご る て い と 。 各 の 申 応 り い
	三 四 兆 五 千 七 億 九 千 十 五 万 四 百 四 百 円	額 万 額 面 金 額 で 三 千 四 百 億 円	各 當 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の う 額 範 特 別 を 囲 内 參 加 り に 當 お 者 て い ご る て い と 。 各 の 申 応 り い

